

3, 就労正常化の事業

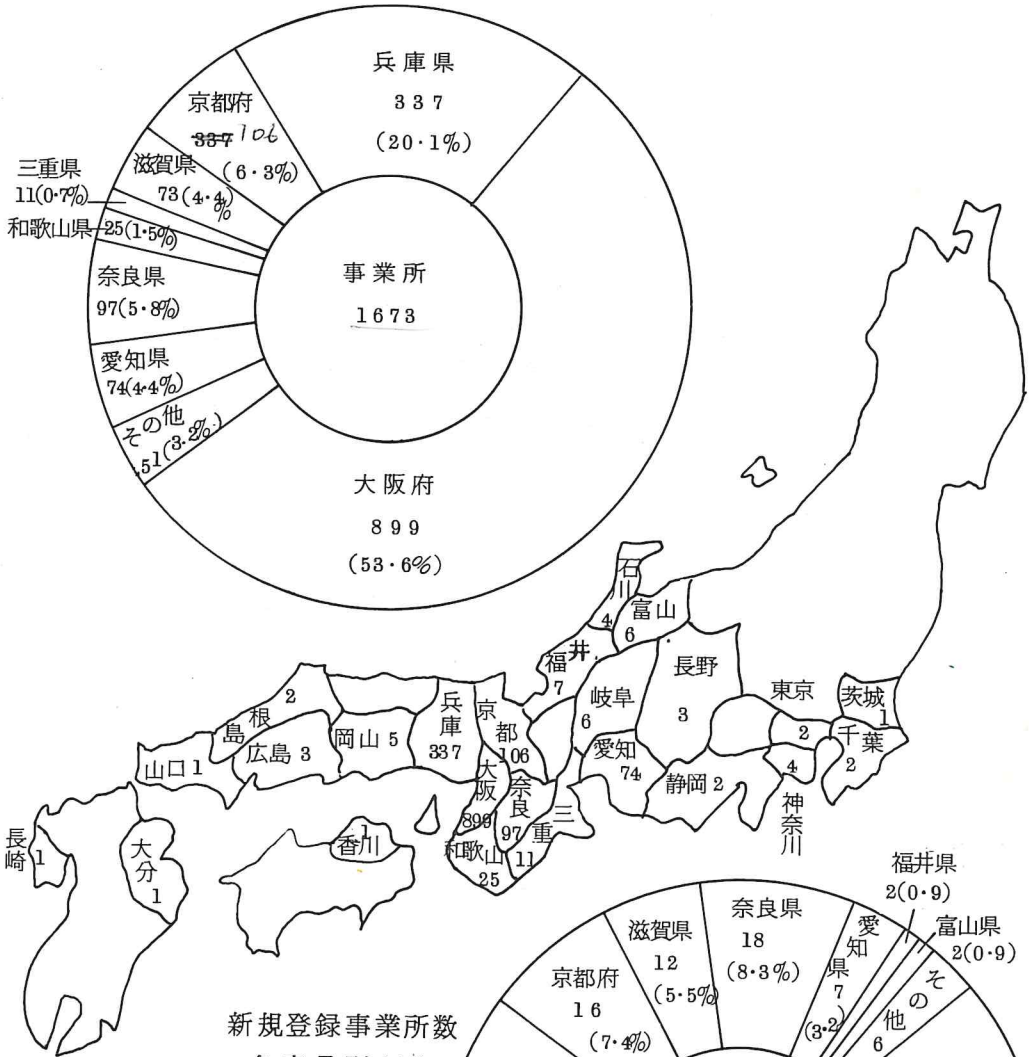
(1) 求人事業所の登録

51年10月に「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」が施行されたのに伴い、その基本的課題である雇用関係の明確化をはかるため、同年11月より事業所の登録制を実施している。

55年度の新規登録事業所は217で、合計1,724の事業所となったが、年度末に登録事業所の整理を行なって、登録を抹消した事業所(52・11～56・3)が51あるので、55年度末現在で1,673事業所となった。登録事業所の所在地別分布状況は別表に示すとおりで、25都府県に及んでいる。近畿以外では、愛知県が目立って多い。

登録事業所を業種別にみると、建設業が1,484(88.6%)、運輸業47(2.8%)、製造業その他が132(8.0%)、となっている。また、1事業所で運輸・建設等両業種は10事業所(0.6%)となっている。

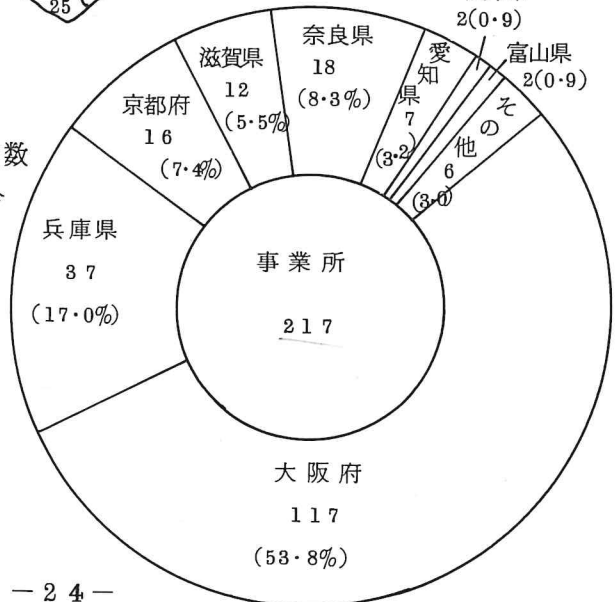
センター登録事業所数
各府県別割合



三重県
11(0.7%)
和歌山県
25(1.5%)

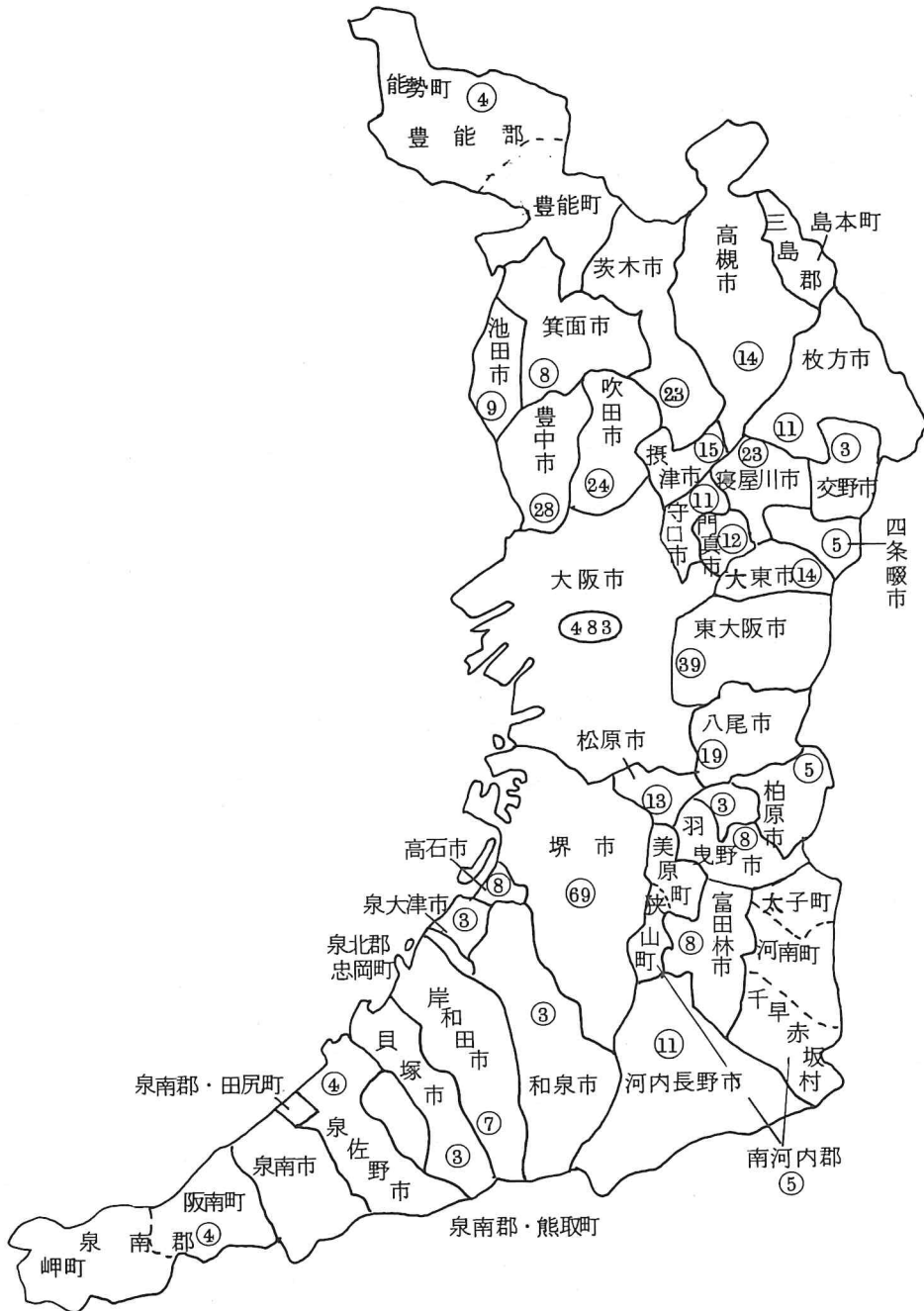
長崎
1
大分
1

新規登録事業所数
各府県別割合



大阪府下 地域別センター登録事業所 (56,3,31)

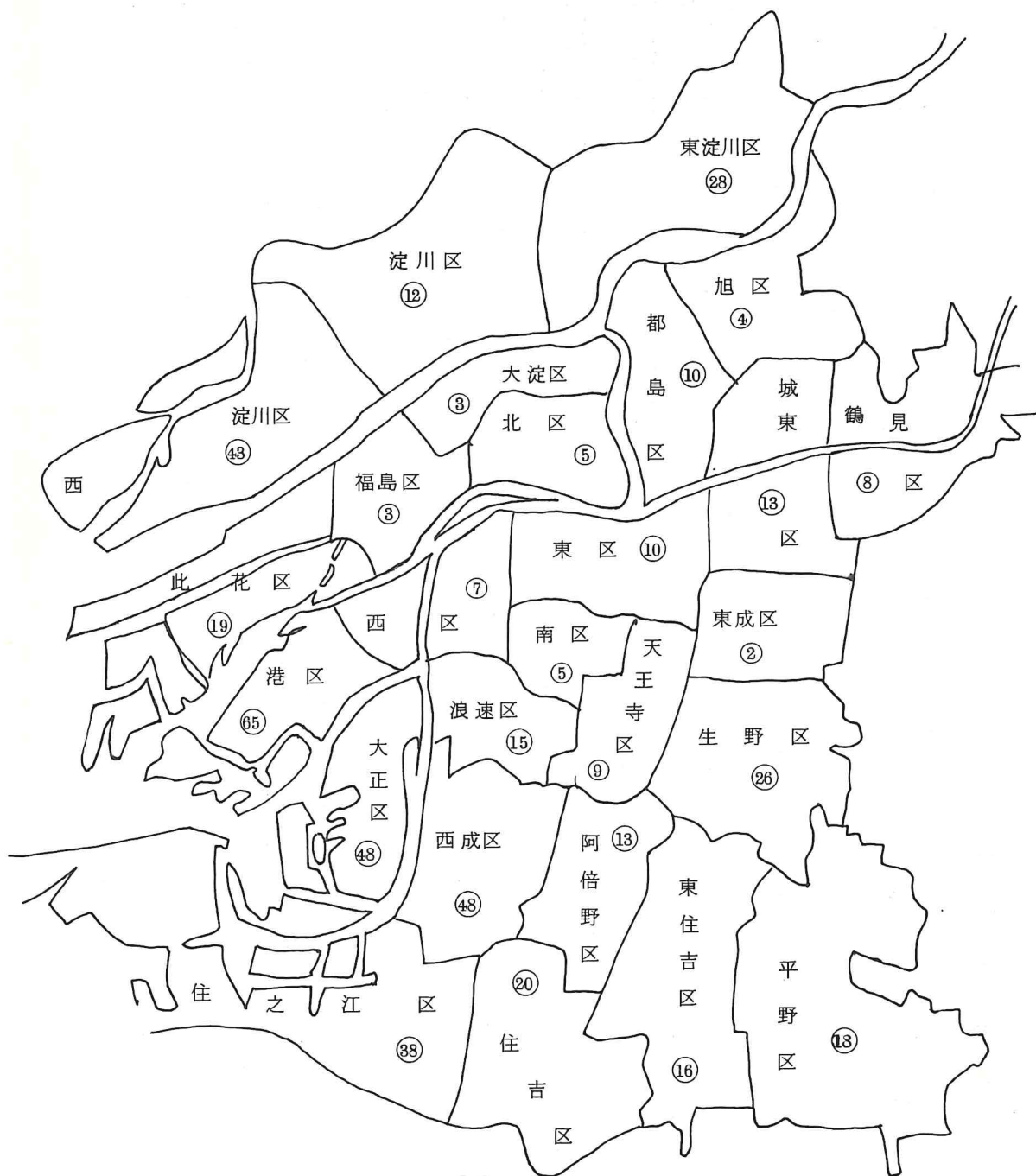
(大阪府下市町村899事業所分図) ○内……登録事業所数



大阪市 区別センター登録事業所 (56, 3, 31)

(大阪市 483 事業所区分図)

○内……登録事業所数



(2) 就労正常化促進特別指導

あいりん労働福祉センター寄場での早朝時の就労あっせんの正常化をはかるために、昭和52年度より特別に毎月2回就労正常化促進特別指導日を設定し、年間27回実施している。特に55年度は、年度工事の端境期などで、求人が落ちこんだ時期(7-8月)に路上求人指導日を設定し、府労働部と共同でセンター寄場外を含めて早朝求人状況の調査と指導の強化をはかった。

昭和55年度 就労正常化促進特別指導日調査表

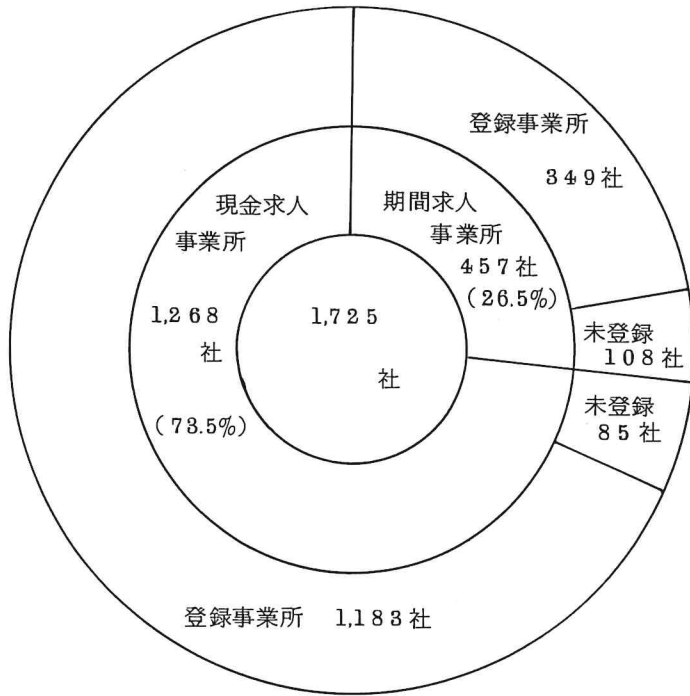
(単位 車)

調 査 月	合 計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	前年度
調 査 回 数	27	2	2	1	6	4	2	2	2	2	0	2	3	22
求 人 車 輛	1,899	92	99	82	425	321	116	150	128	116		207	163	1,718
不明車	78			13	23	17	1	9	2	4		4	5	96
	100.0% 1,725	87	95	63	380	273	111	133	132	108		192	151	1,546
登 録	88.8% 1,532	75	84	53	345	240	97	120	117	96		175	130	1,342
未 登 録	11.2% 193	12	11	10	35	33	14	13	15	12		17	21	204
求 人 事 業 所 プ ラ カ ー ド 掲 示	有 効	14.6% 252	15	18		26	54	28	41	32	8	4	26	431
	期 限 切	11.1% 192	33	16	5	23	7	7	8	32	31	15	15	355
	私 製	12.8% 221	24	11		15	14	15	34	42	25	23	18	365
	無 掲 示	61.5% 1,060	15	50	58	316	198	61	50	26	44	150	92	395
指 導	登 録	43	12			2		1	14	9			5	204
プ ラ カ ー ド 書 換	408	66	6	5	2	29	23	26	109	99		16	27	646

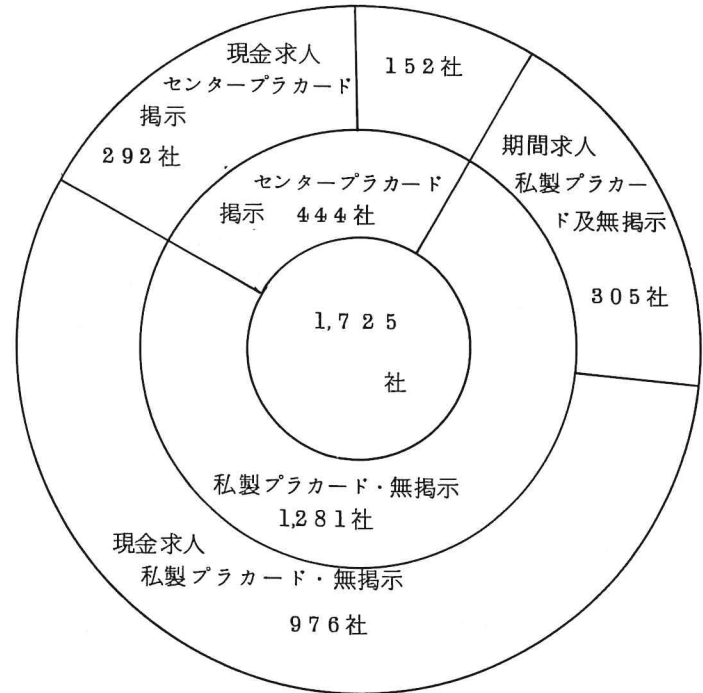
※ 昨年度に比べてプラカードの無掲示が増えているのは、調査地域を広げ、その地域ではプラカードの掲示をしては
いけない為である。

就労正常化特別指導求人事業所の内訳

事業所登録状況



センター発行プラカード掲示状況



(3) 無届求人者指導

就労正常化のためのもうひとつの取り組みとして、昼間の主に期間雇用の求人の業者に対して、「無届求人者指導日」を設定、毎週金曜日11時～12時に、特別チームを編成し、関係機関の協力も得て、指導を行っている。

55年度は51回にわたって実施した。今年度は、全般的な求人減の中で、センターブラカードの掲示事業所が54.7%と前年度54年度97.2.7%より大巾に減少し、無掲示事業所は、7.3%から22.3%と増加した。

昭和55年度 センター寄場内無届求人指導日調査表 (AM11時～12時)

(単位 車)

調査月	合計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	前年度	
求人車輻数	1,290	191	70	57	40	52	138	215	131	63	88	98	147	1,813	
不明車数	52	6	7	2	4	9	3	6		7	2	1	5	46	
求人事業所数	100.0% 1,222	188	63	52	36	42	129	206	123	56	91	99	137	100% 1,768	
登録数	94.0% 1,149	178	58	47	36	39	121	190	116	55	86	94	129	94.9% 1,678	
未登録数	6.0% 73	10	5	5		3	8	16	7	1	5	5	8	5.1% 90	
ブラカード掲示	有効	45.4% 555	118	19	10	3	10	68	121	74	17	20	39	59.7% 1,056	
	期限切	9.3% 113	21	6	8	5	5	8	12	6	7	11	11	13.0% 230	
	私製	23.0% 281	39	17	10	8	8	27	44	29	14	21	27	20.0% 354	
	無掲示	22.3% 273	10	21	24	20	19	26	29	14	18	39	22	7.3% 128	
指導	登録	56	10	3			1	6	14	7	1	2	4	8	90
	ブラカード書換	776	141	45	25	20	32	79	118	97	45	50	59	65	-1,318

(4) 求人開拓状況

梅雨期、年末年始の求人減の対策も含め、雇用を確保するため、あいりん地区事業所に対し、求人の開拓、雇用の勧奨に努めた。文書による求人開拓勧奨1,581件、電話等による求人開拓勧奨3,917件、訪問等による求人開拓381（内訪問事業所数53事業所）合計、5,879件おこなった。

昭和55年度 求人開拓・事業所指導状況表

年 月	求人開拓状況						事業所指導					備 考
	訪問等による 求人開拓勧奨			電話による	文書による	計	就 労 正常化	無届 指導	文書 指導	一般 指導	計	
	訪問	新規 面接	計	求人開拓勧奨	求人開拓勧奨							
54 4	5	27	32	162	14	208	92	188	14	93	387	
6	0	24	24	338	5	367	99	63	5	44	211	
5	5	24	29	464	659	1,152	63	52	652 + 7	39	813	350雨期対策文書(350通) 事業主懇談会案内状発送
7	5	28	33	223	119	375	390	36	119	42	587	就労状況調査票114通
8	0	26	26	313	7	346	273	42	7	84	406	44事業主懇談会
9	2	42	44	350	41	435	111	129	41	57	338	未登録業者14通 割増賃金デューティ文書20通
10	10	30	40	293	6	339	149	206	6	102	463	求人開拓(年末年始の) 職安400 300通発送
11	6	22	28	273	700	1,001	128	123	職安400 300	150	1,101	
12	7	21	28	322	18	368	108	63	18	135	324	
55 1	4	26	30	395	5	430		91	5	124	220	
2	3	27	30	391	3	424	192	99	3	170	464	
3	6	31	37	393	4	434	151	137	4	114	406	
合計	53	328	381	3,917	1,581	5,879	1,756	1,229	1,581	1,154	5,720	

(5) 窓口紹介者の就労調査状況

公開求人によるセンター窓口紹介は、期間雇用（例えば10日、15日契約）が大半を占める。求職労働者は、公開された求人票の中から希望する事業所を選び、センターの紹介票をもって自分で事業所まで行く方法である。そのため、紹介しても事業者に行かない者、行ったが就労しない者、就労したが契約期間の途中で帰ってくる労働者がいる。

今回、その点を調査するため、55年6月と9月に労働者の就労状況調査を延182件、1,305人について行った。

その結果、紹介をうけてその事業所に行った労働者は、約55.3%。また全体数から実際に就労した労働者は、約50.6%である。つまり、事業所に行っても、労働者によっては、雰囲気およびその他で気に入らない場合は、1日も働かずに帰ってくる時がある。それが5%の差としてあらわれている。

地区労働者の契約満期については、不明な点が多かったが、今回の調査で調べてみると、満期者は、窓口紹介の全員からでは25.5%、紹介して事業所に行った労働者では46.1%、1日でも就労した労働者では50.5%の結果がでている。つまり、就労した労働者の2人に1人が満期まで就労しているということであった。

4. 労働相談の事業

労働相談の事業は、労働者からの賃金未払、不払、条件違反等の申し出に対し、労働者と事業所との間にたつて、その円満な解決のために仲介の労をとっているが、この種の問題処理にあたっては、あくまでも労働者自らが問題解決をとっていくように相談処理をおこなっている。

昭和55年度に西成労働福祉センター労働相談係窓口において、取扱った労働相談（賃金未払・条件違反）等の概況は次のとおりである。

(1) 労働相談取扱状況

労働相談の新規受付は、3,621件で、前年度より419件13.1%の増である。

その場で処理しえたものは、1,533件42.3%、残り2,088件57.7%は継続ケースとなったものである。

継続ケースの再来相談件数は延10,297件で前年度より1,620件18.7%の増である。

(2) 労働相談終結状況

今年度に解決したケースは、相談4,085件（前年度より繰越相談464件を含む）のうち3,305件で、そのうち継続再来ケースの解決は1,772件53.6%である。支払金額の判明しているのが1,757件、総額にすると46,645,565円である。これは、前年度にくらべ685件（63.9%）15,490,885円（49.7%）の増である。解決した件数全体の賃金総額は推定8,800万円位になるものと思われる。

中止したケースは、407件で、次年度へ繰越しとなった継続ケースは373件である。

(3) 条件違反を伴う相談取扱状況

今年度終結した労働相談のケースで、条件違反を伴っていたケースは299件で、前年度より131件78%の増である。


(4) 生活相談等その他の相談


労働相談に伴う生活相談は、313件で、その他の相談は、3,989件である。

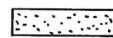
表-1 月別相談取扱状況

項目 年月	賃金未払		小計	その他の相談					合計
	新規	再来		生活相談			その他	小計	
				施設	現金	その他			
55年 4月	318人	919人	1,237人	0人	19人	16人	251人	286人	1,523人
5月	360	903	1,263	3	18	5	261	287	1,550
6月	310	794	1,104	2	14	9	272	297	1,401
7月	359	887	1,246	4	23	21	300	348	1,594
8月	266	830	1,096	4	13	16	318	351	1,447
9月	287	896	1,183	3	4	8	313	328	1,511
10月	283	857	1,140	0	8	13	380	401	1,541
11月	267	739	1,006	2	7	2	348	359	1,365
12月	362	967	1,329	1	11	12	398	422	1,751
56年 1月	235	639	874	3	9	5	395	412	1,286
2月	279	904	1,183	3	9	11	430	453	1,636
3月	295	962	1,257	4	18	13	323	358	1,615
55年度合計	3,621	10,297	13,918	29	153	131	3,989	4,302	18,220
54年度合計	3,202	8,677	11,879	41	159	49	2,343	2,736	15,486

表-2 月別労働相談（賃金未払・条件違反）取扱状況

 新規「処理記録」

 新規「処理票」

 再来（継続相談）

（単位 人）

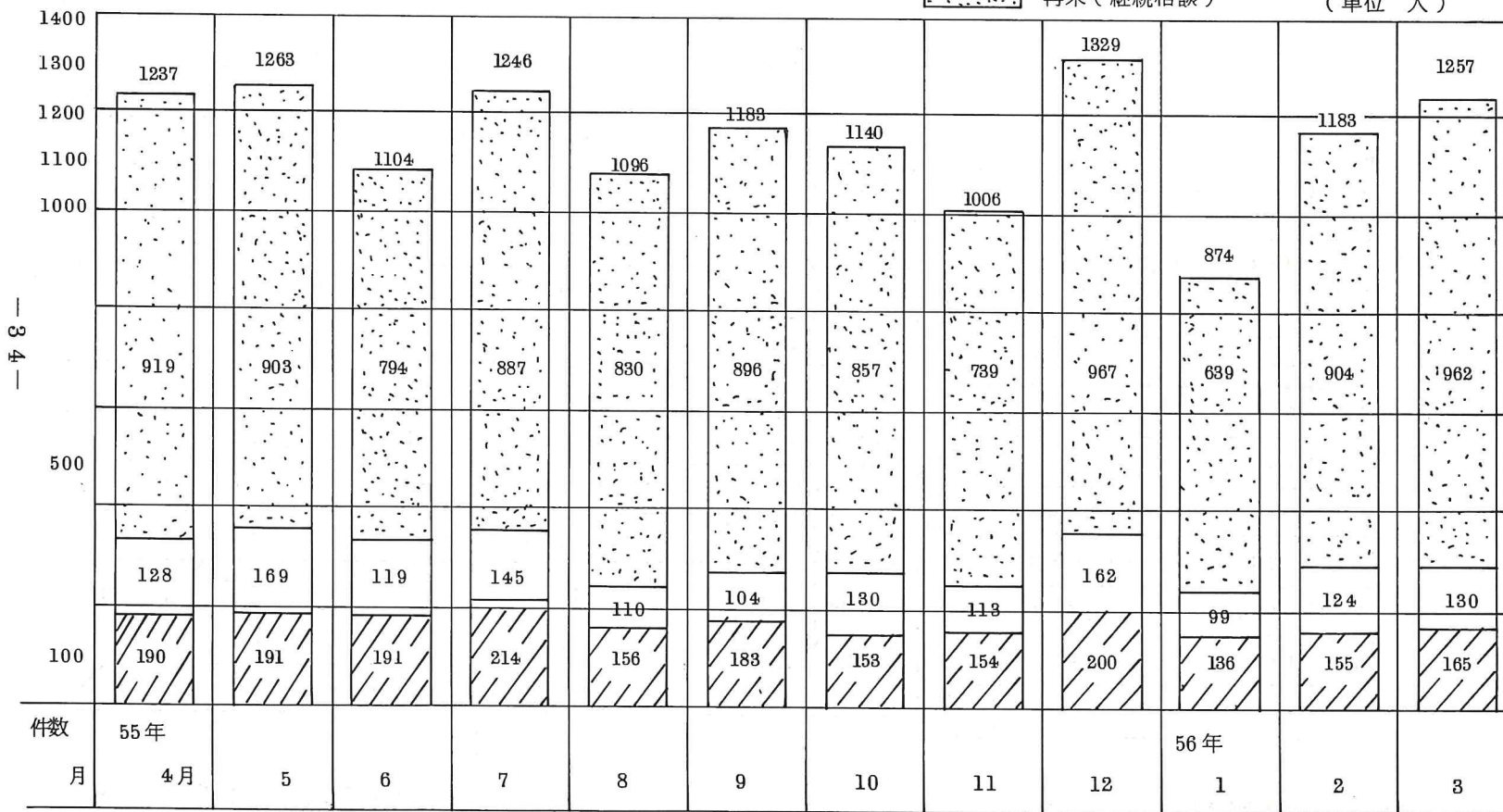


表 - 3 労働相談終結処理状況

項目 年月	終 結 状 況						次月繰越 相談記録
	解 決		支払金総額(判明分)		中止	終結のうち 条件違反を 伴うもの	
	相談 記録	処理票	件	円			
55年 4月	113	128	103	3,192,183	16	11	525
5	138	169	132	3,274,297	23	19	555
6	127	119	115	4,150,225	14	15	605
7	140	145	130	3,782,201	25	18	654
8	172	110	143	4,483,376	47	31	591
9	165	104	135	4,928,082	42	29	567
10	169	130	150	3,890,458	47	46	504
11	122	113	108	3,985,171	32	25	504
12	150	162	137	4,353,115	27	13	527
56年 1	93	99	90	2,108,722	44	15	526
2	163	124	228	4,626,879	42	33	476
3	220	130	286	3,870,856	48	44	373
55年度合計	1,772	1,533	1,757	46,645,565	407	299	
54年度合計	1,229	1,577	1,072	31,154,680	270	168	

表 - 4 労働相談処理記録終結内容別内訳

		件数	%
解 決 内 容	1.持参あり	144	6.6
	2.送金あり	1,245	57.1
	3.解決報告あり	252	11.6
	4.解決と推定されるもの	97	4.5
	5.その他	31	1.4
	6.労基申告による 解決扱い	3	0.1
		小計	1772(81.3%)
中 止 内 容	1.連絡不能	17	0.8
	2.本人取りに行かず	36	1.6
	3.本人その後来所せず	296	13.6
	4.その他	58	2.7
		小計	407(18.7%)

合計 2,179

(5) 関係事業所の分布と就労現場分布（今年度受付相談分）

労働相談の関係事業所の所在地別分布状況は表－５のとおりである。

その範囲は、２９都道府県に及んでおり、事業所の総数は７５８事業所で、前年度より３１４事業所減少している。

前年度より地域別にみると、大阪市内では９.５％で５.４％減少、府下でも１５.９％で３.３％減少している。兵庫県では１８.９％で、わずか０.７％しか減少していない。近畿地方全体でみると６９.９％で、７.９％減少している。

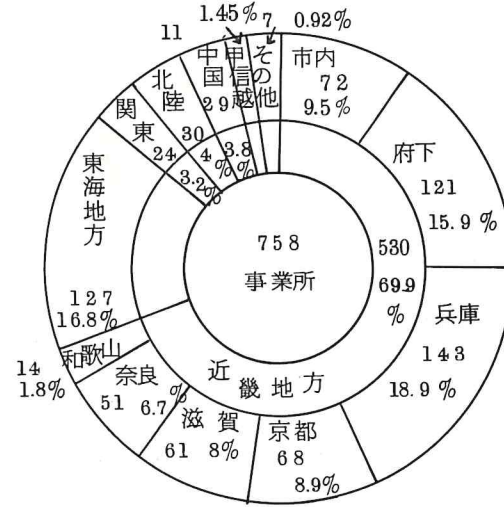
また、近畿以遠の他府県は、愛知県では１２.５％であり、前年度より、４.２％増大しており遠隔地での就労問題が相変わらず大きなウエートを占めている。

また、センター登録事業所の割合が全相談事業所中、今年度は３７７事業所、４９.７％となっており、未登録事業所は５０.３％で、登録事業所の割合は前年度にくらべて５.３％増加している。

相変わらず未登録事業所が多いが、年々登録事業所が増加しており、その差は、わずか４事業所０.６％である。

表-5 55年度労働相談関係事業所

所在地分布状況(1) (S・55. 4~56. 3) 758事業所



近畿地方 530(69.9%)						
大阪市内	大阪府下	兵庫県	京都	滋賀	奈良	和歌山
72	121	143	68	61	51	14

西淀川	大正	住之江	港	此花	西成	東淀川	淀川	鶴見	生野	平野	東成	浪速	城東	都島	阿倍野	住吉	北
11	9	9	7	6	6	5	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1

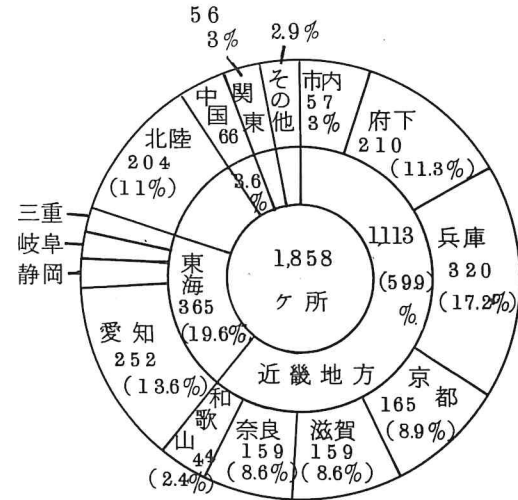
堺	茨木	寝屋川	枚方	高槻	泉南郡	池田	東大阪	豊中	摂津	大東	松原	箕面	富田林	豊能郡	河内長野	吹田	守口	柏原
21	8	8	7	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	2
																交野	門真	その他
																2	2	12

中国地方 29(3.8%)					東海地方 127(16.8%)					四国地方 5(0.66%)			九州地方 2(0.26%)	
岡山	広島	山口	鳥取	島根	愛知	三重	静岡	岐阜	香川	徳島	大分	長崎		
15	10	2	1	1	95	16	9	7	3	2	1	1		

関東地方 24(3.2%)					北陸地方 30(4%)			甲信越地方 11(1.45%)	
神奈川	東京	埼玉	千葉	山梨	福井	富山	石川	長野	新潟
7	6	6	4	1	13	10	7	8	3

表-6 労働相談関係就労現場分布状況

(1,858ヶ所判明分のみ)



近 畿 1,113 (59.9%)						
大阪市内	大阪府下	兵庫	京都	滋賀	奈良	和歌山
57	210	320	165	159	158	44
(3%)	(11.3%)	(17.2%)	(8.9%)	(8.6%)	(8.5%)	(2.4%)

住ノ江	平野	西成	淀川	西淀川	生野	東住吉	城東	福島	阿倍野	港	浪速	大正	不明その他
8	6	4	4	4	2	2	2	1	1	1	1	1	20

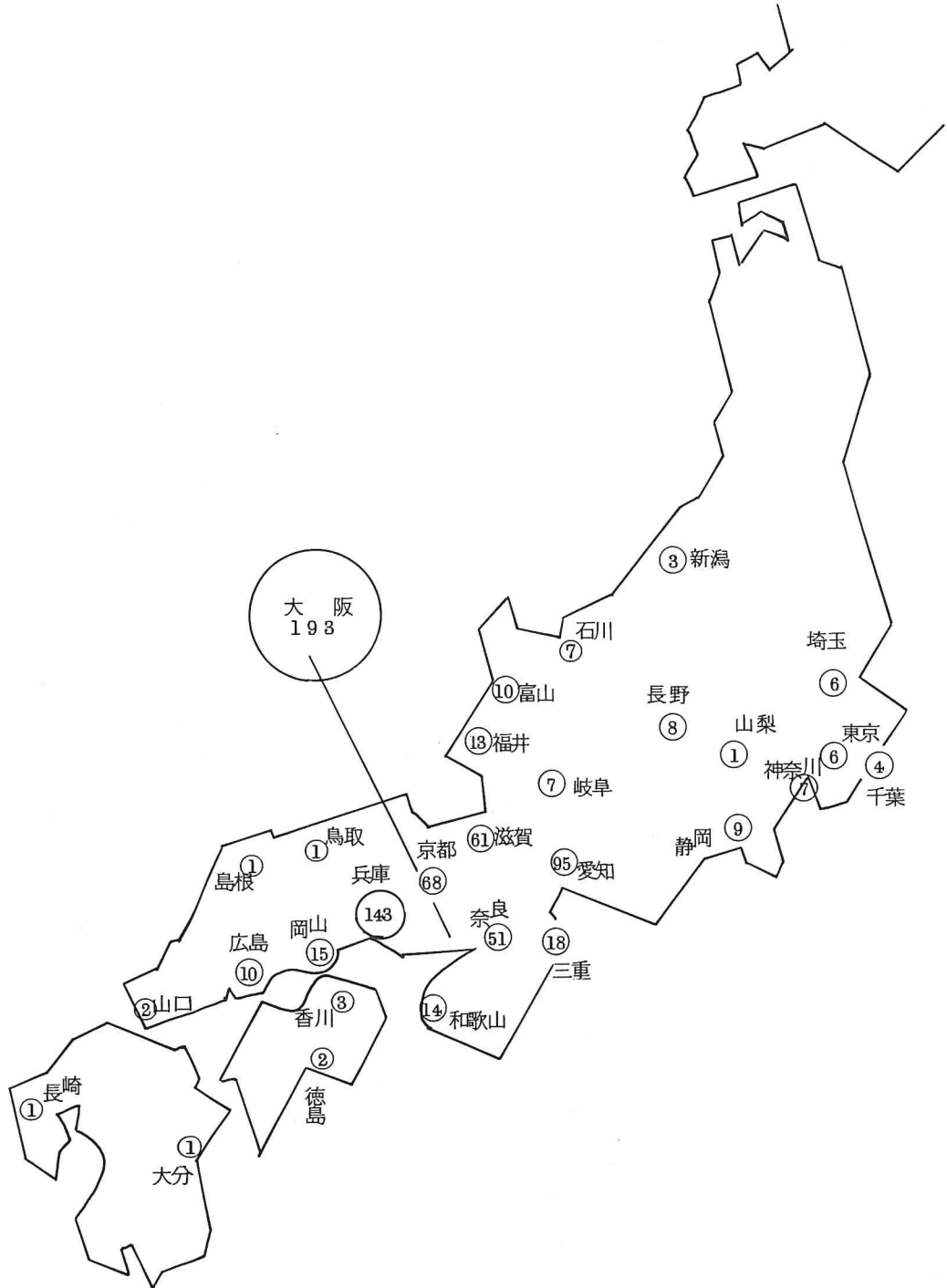
堺	高槻	枚方	茨木	泉南郡	岸和田	吹田	東大阪	豊能郡	松原	富田林	池田	箕面	八尾	豊中	不明その他
34	17	15	12	9	9	9	9	6	5	4	4	4	4	4	65

姫路	神戸	宝塚	加古川	尼崎	明石	三田	三木	伊丹	高砂	西宮	川西	不明その他
82	61	18	15	14	10	8	7	7	6	5	4	83

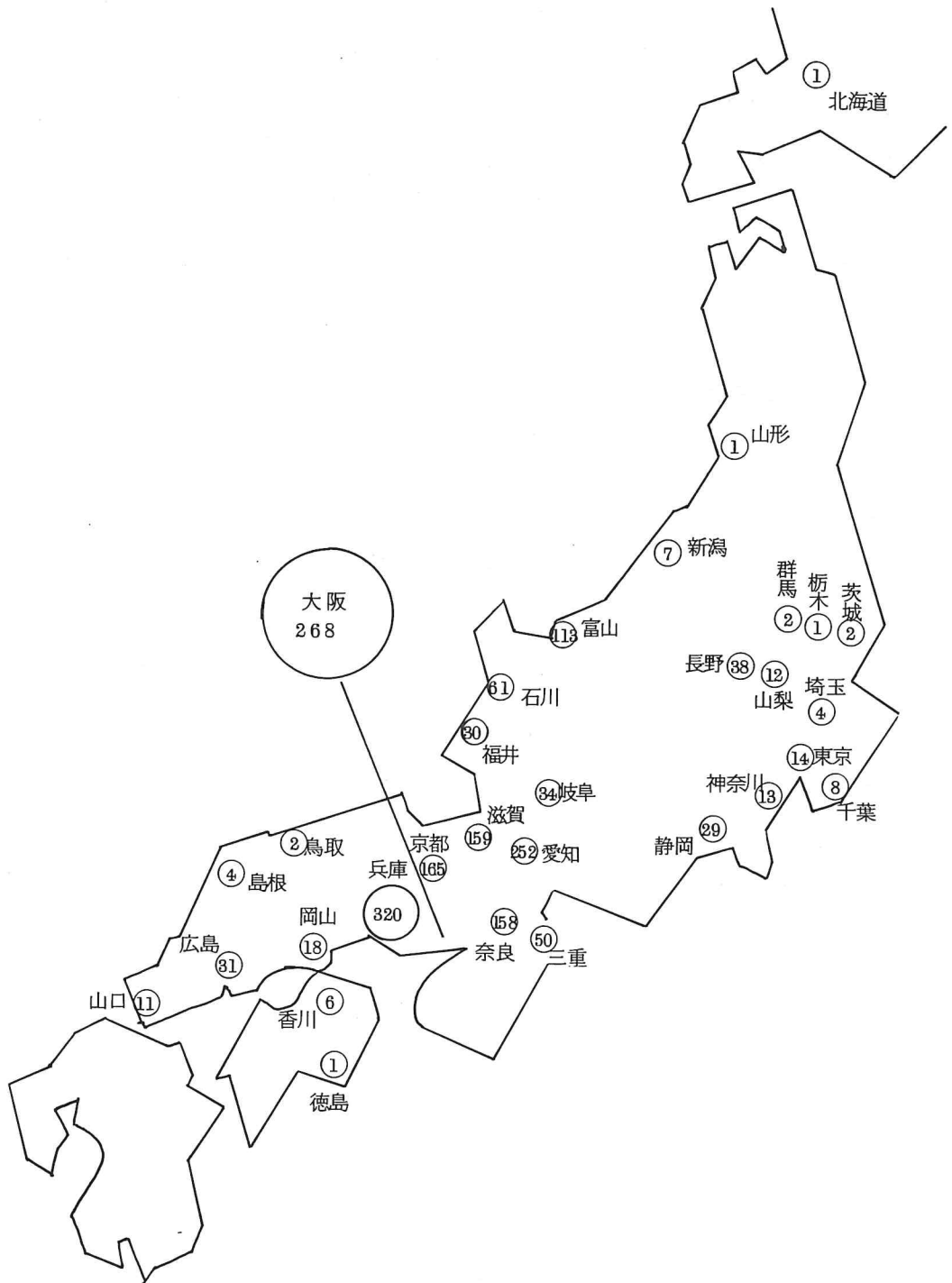
関 東 56 (3%)								東 海 365 (19.6%)				中 国 66 (3.6%)				
東京	神奈川	山梨	千葉	埼玉	茨城	群馬	栃木	愛知	三重	岐阜	静岡	広島	岡山	山口	島根	鳥取
14	13	12	8	4	2	2	1	252	50	34	29	31	18	11	4	2

北陸 204 (11%)			信越 45 (2.4%)		四国 7 (0.4%)		東北 (0.05%)		北海道 (0.05%)	
富山	石川	福井	長野	新潟	香川	徳島	山形			
113	61	30	38	7	6	1	1			1

労働相談関係事業所所在地分布地図



労働相談関係就労現場分布地図



(6) 労働基準監督署への申告

今年度において、労働基準監督署へ申告した相談ケースは、146件、
 (175名分)で、前年度より62件(57名分)の増である。今年度ま
 での申告ケース185件(234名分)中、解決したケースは102件、
 (117名分)である。中止は37件(48名分)で、次年度への繰越し
 となった継続ケースは、50件(69名分)である。

表-7 労働基準監督署申告ケース取扱状況

	前年度より継続分		今年度		計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
申告	39	59	146	175	185	234
解決	27	31	75	86	102	117
中止	9	16	28	32	37	48
次年度へ継続	4	12	46	57	50	69
次年度継続分中送金(持参) あるも本人未受領分	3	9	5	7	8	16

表-8 労働基準監督署別申告状況

		S 54年度	S 55年度
		件数～人数	件数～人数
大 阪	阿倍野	2 ～ 2	3 ～ 3
	大 阪 西	1 ～ 1	1 ～ 1
	淀 岸 和 田	2 ～ 2	3 ～ 3
	岸 和 堺	3 ～ 3	2 ～ 2
	羽 野	1 ～ 1	1 ～ 1
	守 口	1 ～ 1	2 ～ 2
	茨 天 木	1 ～ 2	3 ～ 3
	天 王 満		3 ～ 4
	小 計	11 ～ 12	1 ～ 1
京 都	京 都 上		4 ～ 4
	” 南	1 ～ 4	1 ～ 1
	” 下		4 ～ 4
	小 計	1 ～ 4	9 ～ 9
滋 賀	大 津	9 ～ 9	14 ～ 21
	彦 根 市		3 ～ 7
	八 日 市	1 ～ 1	3 ～ 3
	小 計	10 ～ 10	20 ～ 31
兵 庫	神 戸 西		1 ～ 1
	尼 崎	4 ～ 4	4 ～ 5
	姫 路		11 ～ 11
	伊 丹	2 ～ 2	
	西 宮	2 ～ 2	5 ～ 5
	高 砂	3 ～ 5	3 ～ 3
	相 生	1 ～ 1	
	小 計	12 ～ 14	24 ～ 25
奈 良	奈 良 城	1 ～ 1	2 ～ 3
和 歌 山	和 歌 山	7 ～ 7	1 ～ 1
	三 重	7 ～ 18	6 ～ 6
三 重	四 日 市	3 ～ 4	6 ～ 6
	上 野	7 ～ 1	1 ～ 1
	小 計	1 ～ 1	1 ～ 1
	小 計	11 ～ 23	8 ～ 8
そ の 他		31 ～ 47	56 ～ 68
合 計		84 ～ 118	146 ～ 175

終 結 状 況

解 決	47 ～ 56	75 ～ 86
中 止	8 ～ 10	28 ～ 32
計	55 ～ 66	103 ～ 118

(7) 労働相談の内容（終結 2,179 件）

イ．未払の労働日数は、最高 7 2 日分、最低 0.5 日分で、平均して 8.2 日分である。

ロ．就労実態で、期間雇用の契約は、平均 1 7.3 日である。中途退職者は 1,354 件（62.1%）で、契約満了又は契約以上の就労者は 260 件（11.9%）、その他 565 件（26.0%）である。

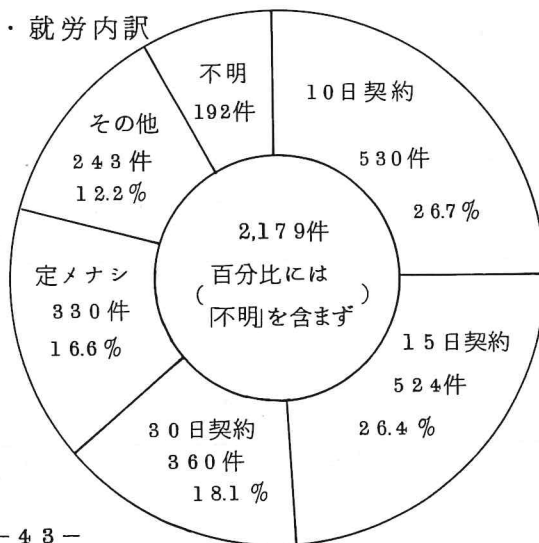
ハ．退職理由の主たるものは、自己都合（健康上他）が 643 件（29.5%）、仕事、労働条件、宿舍などの不満からが 816 件（37.4%）である。

ニ．退職時に、事業所に退職の申し出をしたのが 1,359 件（62.4%）、無断退職が 544 件（25%）、又、賃金精算の申し出をしたのが 1,126 件（51.7%）、未請求が 621 件（28.5%）である。

ホ．就労の経路は、センター窓口紹介が 386 件（21.7%）で、センター寄場内での求人によるのが 503 件（28.2%）、その他 892 件（50.1%）である。

ヘ．今年度労働相談において、問題のある事業所として「求人受理の一時停止」措置をとったのが 6 社あり、「就労をさけるよう」7 社に対し警告し、掲示を行った。

表-9 雇用期間別・就労内訳



表一 10 退 職 理 由

自己の都合によるもの	643	29.5	健康上の理由(身体の具合が悪く)	370	17.6
			遊びに出てそのまま帰らず	48	2.2
			酒の飲みすぎ、ケンカで居づらくなる	80	3.7
			帰省など理由ができたため	33	1.5
			その他(ただ何となく。友人がやめたので)	112	5.1
仕事上の不満によるもの	353	16.2	仕事がつい	120	5.5
			使い方が悪い(休憩がないなど)	53	2.4
			休みが多い(雨や仕事がひまで)	41	1.9
			仕事がおもしろくない。嫌になった	48	2.2
			その他(仕事先のトラブルなど)	91	4.2
契約時の労働条件が事実と相違したため	174	8.0	契約日数の違い(支払日の遅れも含む)	36	1.6
			賃金額の違い	19	0.9
			仕事内容の違い	64	2.9
			飯代、残業手当、手配料等の問題	10	0.5
			その他(預けなど)	45	2.1
飯場の待遇・居住性が悪いため	289	13.3	雰囲気が悪い(酒ぐせの悪いのが多いなど)	57	2.6
			暴力をふるわれた(オヤジ・ボーシ・若い衆)	25	1.2
			金を貸してくれない	57	2.6
			諸式・施設が悪い(ふとん・風呂・食事など)	63	2.9
			オヤジがガミガミとうるさい	45	2.1
			その他(いやがらせなど)	42	1.9
解雇されたため	53	2.4	出てゆけ(酒ぐせが悪い、ケンカなどで)	10	0.5
			やめて帰れ(仕事ぶりが悪い、休みがちなどで)	18	0.8
			仕事がないため	25	1.1
契約満了によるもの	165	7.6		165	7.6
労災事故のため	47	2.2		47	2.2
倒産のため	24	1.1		24	1.1
その他	186	8.5		186	8.5
不明	245	11.2		245	11.2

表-11 相談労働者の就労経路

		件数	割合(%)
センター窓口紹介		386	21.8
手配師 或いは 従業員	センター寄場	467	973 55.0
	センター周辺	126	
	西成外駅頭手配	35	
	不明	345	
事業主	センター寄場	36	128 7.2
	センター周辺及び不明	92	
新	聞	17	1.0
知人の紹介		136	7.7
自分で連絡とって		128	7.3
不	明	411	

(注) 「手配師或いは従業員」の項で、場所「不明」というのは、殆んどが「センター寄場」又は「周辺」であると推定される。
又、「事業主」の項で「センター周辺及び不明」の「不明」についても同様の推定がなされうる。

表-12 相談労働者の出身地

出身地	大阪	兵庫	京都	奈良	滋賀	三重	和歌山	近畿計	中部地方	北陸地方	関東地方	東北地方
件数	141	93	40	31	15	20	34	374	62	52	118	59
割合(%)	9.3	6.1	2.6	2.0	1.0	1.3	2.2	24.5	4.1	3.4	7.7	3.9

出身地	北海道	中国地方	四国地方	九州地方	沖縄	近畿計	外国	不明	総計
件数	46	160	168	452	32	1,149	1	655	2,179
割合(%)	3.0	10.5	11.0	29.7	2.1	75.4	0.1		

(注)1 同一労働者が複数回相談に係属した場合、1件につき1出身地(件数)とする。

(注)2 「割合(%)」算出においては「(出身地)不明」を除外

表-13 相談労働者の労働条件
労働賃金と飯代

項目 年月	労働賃金(月額)			飯代			
	最高	最低	平均	喰抜(件)	最高	最低	平均
55 4	8,800	6,000	7,377	34	1,200	800	977
5	8,000	5,000	6,789	32	1,000	800	976
6	8,000	(天王寺駅手配) 3,500	6,818	26	1,000	900	992
7	8,000	5,500	6,824	34	1,100	800	1,008
8	9,000	5,000	7,366	22	1,200	1,000	1,031
9	9,000	6,000	7,630	13	1,000	1,000	1,000
10	9,000	6,000	7,545	18	1,200	1,000	1,020
11	9,500	(名古屋駅手配) 4,500	7,471	14	1,200	800	1,030
12	9,500	5,000	7,458	32	1,200	800	1,029
56 1	9,000	5,500	7,370	18	1,200	1,000	1,040
2	9,000	6,300	7,456	18	1,200	1,000	1,031
3	9,000	(大阪駅手配) 5,000	7,150	12	1,200	800	1,000
55年度合計	9,500	(天王寺駅手配) 3,500	/	273	1,200	800	/
54年度合計	18,000	3,500	7,480	796	1,500	500	994

注①(賃金) 55年度については、以下①~⑥の条件を備えたもの。

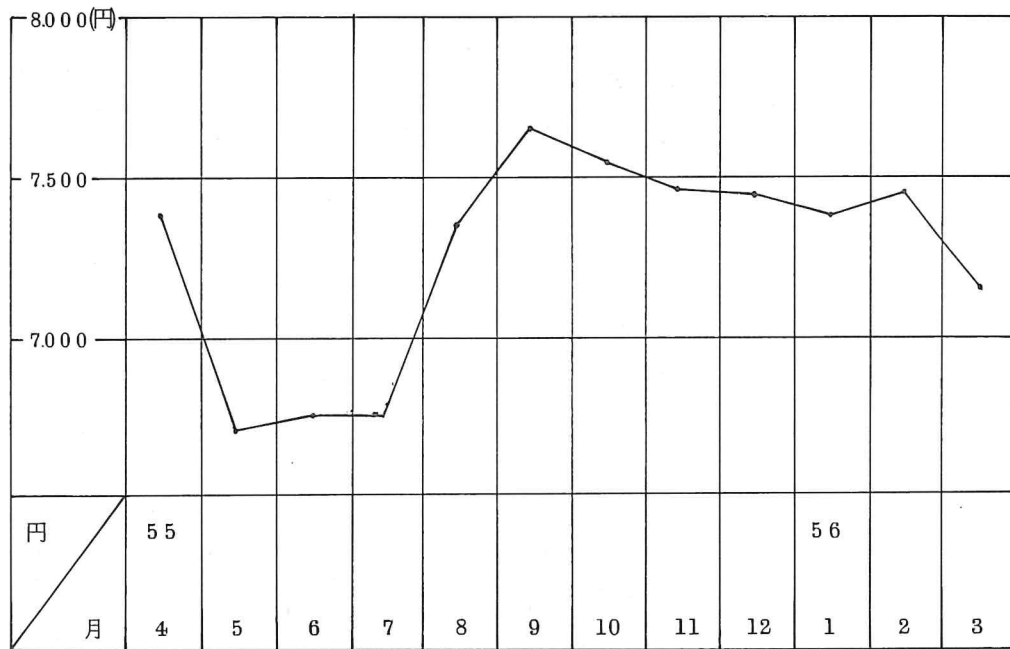
①職種=土木・建築雑工。 ②センター未登録事業所への就労分。

③「喰抜」は1,000円に換算して賃金に算入。 ④相談係属前1年以内に就労しているもの。⑤額が判明しているもの。

注②(飯代) 55年度については、注①の②・③・④の条件のもの。

注③ 54年度については、注①、②の限定なし。

表-14 労働相談係・平均賃金月別推移状況



⑧ 左記の賃金(日額)の各月平均をグラフ化したもの。

表-15 相談労働者の年齢

項目 年度	最 高	最 低	平 均
55年度	74才	18才	(2,078件) 41.8才

⑨ 相談係属日における満年齢

表-16 相談労働者の雇用保険手帳所持の有無

項目	有	無	不明
件数	865	951	363
割合(%)	47.6	52.4	

⑨ 雇用保険手帳「有」とは、有効手帳を所持しているもの。期限切れ及び紛失は「無」とした。

表-17 相談労働者の就労実態

	件数	割合(%)
中途退職	1,354	83.9
契約満了	131	8.1
契約延長	129	8.0
現金仕事	19	
その他	350	
不明	196	

表-18 退職申出の有無

	有	無	不明
件数	1,359	544	276
割合(%)	71.4	28.6	

表-19 精算申出の有無

	有	無	不明
件数	1,126	621	432
割合(%)	64.5	35.5	

⑩ 精算申出の有無とは、相談係属する迄における有無をさす。

(8) 終結に至るまでの日数・相談回数

相談を受けてから終結（解決・中止）に至るまでの日数は、相談件数の3分の1が10日以内、2分の1が1カ月以内となっている。

それを解決ケースについてみると、解決総件数の2分の1が15日以内、3分の2弱が1カ月以内であるが、90%迄となると4カ月を要している。

センター登録事業所と未登録事業所では、ほぼ同程度のスピードであることが分る。

次に、相談回数についてみると、3回～4回が最も多く全件数の3分の1を占め、1回～7回では4分の3となっている。

それを解決ケースについてみると、解決件数の85%が1～10回、95%が1～20回となっている。ここにおいては、登録事業所の方が、未登録事業所より多少回数が少なくすんでいることがうかがわれる。

中止ケースについては、83%が1～10回、95%弱が1～20回となっている。（表-20参照）

尚、相談回数とは、労働相談係が相談に着手した一切の処理回数を云い、相談労働者が来所した回数だけではない。

次に、長期を要したケースについてみると、日数で半年を超えるもの、127件で、全件数の6.0%、内、解決77件、解決件数に占める割合、4.5%、中止50、中止件数に占める割合12.3%となっている。前年度が88件・5.9%（内解決59件・4.8%、中止29件・11.3%）であり、よく似た率となっている。

相談回数21回以上についてみると、105件・5.0%（内、解決82件・4.8%、中止23件・5.7%）で、前年度138件・9.3%（内、解決130件・10.6%、中止8件・3.1%）と比べると、解決ケースで、21回以上要したものが半減している一方、21回以上かけても解決せず中止となったケースがほぼ倍の率となっていることが分る。

(注) 中止ケースの多くは、当の労働者が、来所せず連絡が途断えたことに

よるものであり、それらについては、一定期間（通常2カ月間）において中止処理としている。

表-20 受付日より終結に至るまでの日数

			受付日 ~2日	3日 ~5日	6日 ~10日	11日 ~15日	16日 ~30日	31日 ~60日	61日 ~90日	91日 ~120日
解決 ケース	登録事業所	件数	112	162	176	106	149	94	91	97
		割合	10.2	14.8	16.0	9.7	13.6	8.6	8.3	8.8
		受付日 よりの 割合		24.9←	40.9←	50.7←	64.2←	72.8←	81.1←	89.9←
	未登録事業所	件数	74	83	86	56	92	61	41	48
		割合	12.4	13.9	14.4	9.3	15.4	10.2	6.8	8.0
		受付日 よりの 割合		26.2←	40.6←	49.9←	65.3←	75.5←	82.3←	90.3←
	小計	件数	186	245	262	162	241	155	132	145
		割合	11.0	14.4	15.4	9.5	14.2	9.1	7.8	8.5
		受付日 よりの 割合		25.4←	40.8←	50.4←	64.6←	73.7←	81.5←	90.0←
中止 ケース	事登 業所 録	件数	1	1	2	3	2	4	89	69
		割合	0.4	0.4	0.8	1.2	0.8	1.6	36.3	28.2
	事未 業登 所録	件数	1	0	1	0	2	5	65	37
		割合	0.6	0.0	0.6	0.0	1.2	3.1	40.1	22.8
	小計	件数	2	1	3	3	4	9	154	106
		割合	0.5	0.2	0.7	0.7	1.0	2.2	37.8	26.0
総 計	事登 業所 録	件数	113	163	178	109	151	98	180	166
		割合	8.4	12.1	13.3	8.1	11.2	7.3	13.4	12.4
	事未 業登 所録	件数	75	83	87	56	94	66	106	85
		割合	9.9	10.9	11.4	7.4	12.4	8.7	13.9	11.2
	小計	件数	188	246	265	165	245	164	286	251
		割合	8.9	11.7	12.6	7.8	11.6	7.8	13.6	11.9
受付日 よりの 割合			20.6←	33.2←	41.1←	52.7←	60.5←	74.1←	86.0←	

(注)

①「解決」には解決推定を含む。
 ②「事業所」には「登録」の無は相談受付時点におけるもの。
 ③登録制施行前に相談係属したケースは、未登録に含めた（10件全て解決ケース）
 ④特別会計繰入処理ケースは除く（75件）

121日 ~150日	151日 ~180日	181日 ~210日	211日 ~240日	241日 ~270日	271日 ~300日	301日 ~330日	331日 ~1年	1年 ~2年	2年 以上	(計)
43	21	9	5	7	6	1	1	17	1	1,098
3.9	1.9	0.8	0.5	0.6	0.5	0.1	0.1	1.5	0.1	100.0%
93.8←	95.7←									
24	4	5	4	2	1	2	0	7	9	599
4.0	0.7	0.8	0.7	0.3	0.2	0.3	0.0	1.2	1.5	100.0%
94.3←	95.0←									
67	25	14	9	9	7	3	1	24	10	1,697
3.9	1.5	0.8	0.5	0.5	0.4	0.2	0.1	1.4	0.6	100.0%
94.0←	95.5←									
28	19	14	2	4	4	1	0	2	0	245
11.4	7.8	5.7	0.8	1.6	1.6	0.4	0.0	0.8	0.0	100.0%
24	4	11	2	4	2	0	2	2	0	162
14.8	2.5	6.8	1.2	2.5	1.2	0.0	1.2	1.2	0.0	100.0%
52	23	25	4	8	6	1	2	4	0	407
12.8	5.7	6.1	1.0	2.0	1.5	0.2	0.5	1.0	0.0	100.0%
71	40	23	7	11	10	2	1	19	1	1,343
5.3	3.0	1.7	0.5	0.8	0.7	0.1	0.1	1.4	0.1	100.0%
48	8	16	6	6	3	2	2	9	9	761
6.3	1.1	2.1	0.8	0.8	0.4	0.3	0.3	1.2	1.2	100.0%
119	48	39	13	17	13	4	3	28	10	2,104
5.7	2.3	1.9	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	1.3	0.5	100.0%
91.7←	94.0←									

表一 21 相 談 処 理 回 数

事業所		処理回数		1~2回	3~4回	5~7回	8~10回	11~15回	16~20回
		件数	割合						
解決 ケース	登録事業所	件数	110	390	334	119	67	32	
		割合	10.0%	35.5	30.4	10.8	6.1	2.9	
				45.5 ←	76.0 ←	86.8 ←	92.9 ←	95.8 ←	
	未登録事業所	件数	59	213	151	66	42	32	
		割合	9.8%	35.6	25.2	11.0	7.0	5.3	
				45.4 ←	70.6 ←	81.6 ←	88.6 ←	94.0 ←	
	小計	件数	169	603	485	185	109	64	
		割合	10.0%	35.5	28.6	10.9	6.4	3.8	
				45.5 ←	74.1 ←	85.0 ←	91.4 ←	95.2 ←	
中止 ケース	登録事業所	件数	82	64	42	18	16	8	
		割合	33.5%	26.1	17.1	7.3	6.5	3.3	
				59.6 ←	76.7 ←	84.1 ←	90.6 ←	93.9 ←	
	未登録事業所	件数	46	45	27	14	15	7	
		割合	28.4%	27.8	16.7	8.6	9.3	4.3	
				56.2 ←	72.8 ←	81.5 ←	90.7 ←	95.1 ←	
	小計	件数	128	109	69	32	31	15	
		割合	31.4%	26.8	17.0	7.9	7.6	3.7	
				58.2 ←	75.2 ←	83.0 ←	90.7 ←	94.3 ←	
総 計	登録事業所	件数	192	454	376	137	83	40	
		割合	14.3%	33.8	28.0	10.2	6.2	3.0	
				48.1 ←	76.1 ←	86.3 ←	92.5 ←	95.5 ←	
	未登録事業所	件数	105	258	178	80	57	39	
		割合	13.8%	33.9	23.4	10.5	7.5	5.1	
				47.7 ←	71.1 ←	81.6 ←	89.1 ←	94.2 ←	
	計	件数	297	712	554	217	140	79	
		割合	14.1%	33.8	26.3	10.3	6.7	3.8	
				48.0 ←	74.3 ←	84.6 ←	91.3 ←	95.0 ←	

21~25回	26~30回	31~40回	41~50回	51~100回	101回以上	(計)
14	14	10	3	5	0	1,098
1.3	1.3	0.9	0.3	0.5	0.0	100.0%
97.1 ←	98.4 ←					
19	2	7	4	4	0	599
3.2	0.3	1.2	0.7	0.7	0.0	100.0%
97.2 ←	97.5 ←					
33	16	17	7	9	0	1,697
1.9	0.9	1.0	0.4	0.5	0.0	100.0%
97.1 ←	98.1 ←					
3	1	4	0	7	0	245
1.2	0.4	1.6	0.0	2.9	0.0	100.0%
95.1 ←	95.5 ←					
1	3	2	1	1	0	162
0.6	1.9	1.2	0.6	0.6	0.0	100.0%
95.7 ←	97.5 ←					
4	4	6	1	8	0	407
1.0	1.0	1.5	0.2	2.0	0.0	100.0%
95.3 ←	96.3 ←					
17	15	14	3	12	0	1,343
1.3	1.1	1.0	0.2	0.9	0.0	100.0%
96.7 ←	97.8 ←					
20	5	9	5	5	0	761
2.6	0.7	1.2	0.7	0.7	0.0	100.0%
96.8 ←	97.5 ←					
37	20	23	8	17	0	2,104
1.8	1.0	1.1	0.4	0.8	0.0	100.0%
96.8 ←	97.7 ←					

(注)
 ①「解決」には「登記簿」の推定を含む。
 ②「登記簿」の推定は相談受付時点におけるもの。
 ③「特別会計繰入処理」は相談したケースは除く(75件)
 ④「特別会計繰入処理」は相談したケースは除く(75件)
 (10件全て解決ケース)